

公益財団法人東京しごと財団における令和7年度事業の公募について

1	総則	以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び各事業別の募集要項によるものとする。										
2	募集要項	<table border="1"> <tr> <td>件名</td> <td>令和7年度立川駅南口東京都・立川市合同施設建物等警備・受付案内及び設備保守業務委託</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td>立川駅南口 東京都・立川市合同施設（以下、「本施設」という。）は、東京都と立川市による合築施設である。 本施設の3階から7階までは、多摩地域における雇用就業支援機関が入居し、若年層から高齢者まですべての年齢層の利用者に対し、キャリアカウンセリング、求職活動支援セミナー及び求人情報の提供等、雇用就業に関する一貫したサービスをワンストップで提供している。 また、立川市が魅力発信拠点施設として、3階には地域情報・行政情報を発信する情報発信センター、1階には特産品販売店とカフェが入居する。さらに、地下1階から地上2階にかけて有料自転車等駐輪場を設置している。 本施設における建物等警備・受付案内業務及び設備保守業務を委託する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>募集要項は、当事業の財源たる東京都予算確定前の時点で作成しており、回数、定員数の増減や項目の改廃、選定方法等の変更がありうるものとする。回数・定員数、事業内容、選定方法等に変更があった場合は、すみやかに書類提出事業者宛に連絡する。また、本事業の契約は、令和7年3月31日までに当財団の令和7年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。</td> </tr> </table>	件名	令和7年度立川駅南口東京都・立川市合同施設建物等警備・受付案内及び設備保守業務委託	概要	立川駅南口 東京都・立川市合同施設（以下、「本施設」という。）は、東京都と立川市による合築施設である。 本施設の3階から7階までは、多摩地域における雇用就業支援機関が入居し、若年層から高齢者まですべての年齢層の利用者に対し、キャリアカウンセリング、求職活動支援セミナー及び求人情報の提供等、雇用就業に関する一貫したサービスをワンストップで提供している。 また、立川市が魅力発信拠点施設として、3階には地域情報・行政情報を発信する情報発信センター、1階には特産品販売店とカフェが入居する。さらに、地下1階から地上2階にかけて有料自転車等駐輪場を設置している。 本施設における建物等警備・受付案内業務及び設備保守業務を委託する。	その他	募集要項は、当事業の財源たる東京都予算確定前の時点で作成しており、回数、定員数の増減や項目の改廃、選定方法等の変更がありうるものとする。回数・定員数、事業内容、選定方法等に変更があった場合は、すみやかに書類提出事業者宛に連絡する。また、本事業の契約は、令和7年3月31日までに当財団の令和7年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。				
件名	令和7年度立川駅南口東京都・立川市合同施設建物等警備・受付案内及び設備保守業務委託											
概要	立川駅南口 東京都・立川市合同施設（以下、「本施設」という。）は、東京都と立川市による合築施設である。 本施設の3階から7階までは、多摩地域における雇用就業支援機関が入居し、若年層から高齢者まですべての年齢層の利用者に対し、キャリアカウンセリング、求職活動支援セミナー及び求人情報の提供等、雇用就業に関する一貫したサービスをワンストップで提供している。 また、立川市が魅力発信拠点施設として、3階には地域情報・行政情報を発信する情報発信センター、1階には特産品販売店とカフェが入居する。さらに、地下1階から地上2階にかけて有料自転車等駐輪場を設置している。 本施設における建物等警備・受付案内業務及び設備保守業務を委託する。											
その他	募集要項は、当事業の財源たる東京都予算確定前の時点で作成しており、回数、定員数の増減や項目の改廃、選定方法等の変更がありうるものとする。回数・定員数、事業内容、選定方法等に変更があった場合は、すみやかに書類提出事業者宛に連絡する。また、本事業の契約は、令和7年3月31日までに当財団の令和7年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。											
3	実施期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで										
4	仕様内容	募集要項による。（仕様公開日にビジネスチャンス・ナビ（以下、「ナビ」という。）にてデータを掲載。） ※参加申請にあたっては、 <u>ナビへの事前登録が必要となる</u> 。詳細は以下7を参照。										
5	予算額	募集要項による。（仕様公開日にナビにてデータを掲載。）										
6	応募資格	<p>(1) 法人格を有すること。</p> <p>(2) 法令等を遵守していること。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>企画提案申込み時において職業安定法又は労働者派遣法（昭和60年法律第88号。但し、第3章第4節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時までには是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから2年を経過していること。）</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>企画提案申込み時から過去2年間において、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>企画提案申込み時から過去1年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がない者。</td> </tr> </table>	ア	企画提案申込み時において職業安定法又は労働者派遣法（昭和60年法律第88号。但し、第3章第4節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時までには是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから2年を経過していること。）	イ	労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。	ウ	企画提案申込み時から過去2年間において、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。	エ	納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。	オ	企画提案申込み時から過去1年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がない者。
ア	企画提案申込み時において職業安定法又は労働者派遣法（昭和60年法律第88号。但し、第3章第4節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時までには是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから2年を経過していること。）											
イ	労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。											
ウ	企画提案申込み時から過去2年間において、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。											
エ	納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。											
オ	企画提案申込み時から過去1年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がない者。											

カ	<p>東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。また、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でないこと。</p> <p>※東京都暴力団排除条例 https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html</p> <p>※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱 https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20230711135326_1.pdf</p>																		
(3)	<p>経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。</p> <table border="1" data-bbox="322 574 1862 845"> <tr> <td data-bbox="322 574 407 644">ア</td> <td data-bbox="407 574 1862 644">会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 644 407 714">イ</td> <td data-bbox="407 644 1862 714">民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 714 407 784">ウ</td> <td data-bbox="407 714 1862 784">破産法に基づく破産手続の申し立てをした者又は同破産手続の開始決定を受けた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 784 407 845">エ</td> <td data-bbox="407 784 1862 845">その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者</td> </tr> </table>	ア	会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者	イ	民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者	ウ	破産法に基づく破産手続の申し立てをした者又は同破産手続の開始決定を受けた者	エ	その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者										
ア	会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者																		
イ	民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者																		
ウ	破産法に基づく破産手続の申し立てをした者又は同破産手続の開始決定を受けた者																		
エ	その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者																		
(4)	<p>予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <table border="1" data-bbox="322 951 1862 1741"> <tr> <td data-bbox="322 951 407 1050">ア</td> <td data-bbox="407 951 1862 1050">当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1050 407 1741">イ</td> <td data-bbox="407 1050 1862 1741"> <p>以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）</p> <table border="1" data-bbox="322 1162 1862 1741"> <tr> <td data-bbox="322 1162 407 1260">(ア)</td> <td data-bbox="407 1162 1862 1260">契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1260 407 1330">(イ)</td> <td data-bbox="407 1260 1862 1330">公正な競争の執行を妨げた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1330 407 1400">(ウ)</td> <td data-bbox="407 1330 1862 1400">落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1400 407 1470">(エ)</td> <td data-bbox="407 1400 1862 1470">監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1470 407 1540">(オ)</td> <td data-bbox="407 1470 1862 1540">正当な理由なく、契約を履行しなかった者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1540 407 1638">(カ)</td> <td data-bbox="407 1540 1862 1638">入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1638 407 1741">(キ)</td> <td data-bbox="407 1638 1862 1741">前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	ア	当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者	イ	<p>以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）</p> <table border="1" data-bbox="322 1162 1862 1741"> <tr> <td data-bbox="322 1162 407 1260">(ア)</td> <td data-bbox="407 1162 1862 1260">契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1260 407 1330">(イ)</td> <td data-bbox="407 1260 1862 1330">公正な競争の執行を妨げた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1330 407 1400">(ウ)</td> <td data-bbox="407 1330 1862 1400">落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1400 407 1470">(エ)</td> <td data-bbox="407 1400 1862 1470">監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1470 407 1540">(オ)</td> <td data-bbox="407 1470 1862 1540">正当な理由なく、契約を履行しなかった者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1540 407 1638">(カ)</td> <td data-bbox="407 1540 1862 1638">入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1638 407 1741">(キ)</td> <td data-bbox="407 1638 1862 1741">前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者</td> </tr> </table>	(ア)	契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者	(イ)	公正な競争の執行を妨げた者	(ウ)	落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者	(エ)	監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者	(オ)	正当な理由なく、契約を履行しなかった者	(カ)	入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者	(キ)	前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
ア	当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者																		
イ	<p>以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）</p> <table border="1" data-bbox="322 1162 1862 1741"> <tr> <td data-bbox="322 1162 407 1260">(ア)</td> <td data-bbox="407 1162 1862 1260">契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1260 407 1330">(イ)</td> <td data-bbox="407 1260 1862 1330">公正な競争の執行を妨げた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1330 407 1400">(ウ)</td> <td data-bbox="407 1330 1862 1400">落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1400 407 1470">(エ)</td> <td data-bbox="407 1400 1862 1470">監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1470 407 1540">(オ)</td> <td data-bbox="407 1470 1862 1540">正当な理由なく、契約を履行しなかった者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1540 407 1638">(カ)</td> <td data-bbox="407 1540 1862 1638">入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1638 407 1741">(キ)</td> <td data-bbox="407 1638 1862 1741">前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者</td> </tr> </table>	(ア)	契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者	(イ)	公正な競争の執行を妨げた者	(ウ)	落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者	(エ)	監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者	(オ)	正当な理由なく、契約を履行しなかった者	(カ)	入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者	(キ)	前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者				
(ア)	契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者																		
(イ)	公正な競争の執行を妨げた者																		
(ウ)	落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者																		
(エ)	監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者																		
(オ)	正当な理由なく、契約を履行しなかった者																		
(カ)	入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者																		
(キ)	前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者																		
(5)	公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。																		
(6)	本事業に事業協同組合とその組合員双方が申し込んでいないこと。																		
(7)	<p>以下の要件を満たしていること。</p> <table border="1" data-bbox="322 1987 1862 2161"> <tr> <td data-bbox="322 1987 407 2100">ア</td> <td data-bbox="407 1987 1862 2100">警備業務及び設備業務が含まれるISO9000シリーズ及びISO27001、又はプライバシーマークの認証を受けている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 2100 407 2161">イ</td> <td data-bbox="407 2100 1862 2161">設備業務が含まれるISO14000シリーズの認証を受けている者</td> </tr> </table>	ア	警備業務及び設備業務が含まれるISO9000シリーズ及びISO27001、又はプライバシーマークの認証を受けている者	イ	設備業務が含まれるISO14000シリーズの認証を受けている者														
ア	警備業務及び設備業務が含まれるISO9000シリーズ及びISO27001、又はプライバシーマークの認証を受けている者																		
イ	設備業務が含まれるISO14000シリーズの認証を受けている者																		
(8)	警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく認定を受けていること。																		
(9)	<p>次の事項に該当しない者であること。</p> <table border="1" data-bbox="322 2324 1862 2469"> <tr> <td data-bbox="322 2324 407 2394">ア</td> <td data-bbox="407 2324 1862 2394">添付書類に虚偽の事実を記載した者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 2394 407 2469">イ</td> <td data-bbox="407 2394 1862 2469">仕様を閲覧していない者</td> </tr> </table>	ア	添付書類に虚偽の事実を記載した者	イ	仕様を閲覧していない者														
ア	添付書類に虚偽の事実を記載した者																		
イ	仕様を閲覧していない者																		

	<p>ウ 仕様の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者 ※複数の企業で構成される企業グループにおいても、企画提案参加を希望する構成員（企業）が仕様を必ず閲覧すること。</p>																						
7	<p>仕様公開</p> <table border="1"> <tr> <td>公開予定日</td> <td>令和6年10月31日(木)</td> </tr> <tr> <td>公開予定時刻</td> <td>13:00</td> </tr> <tr> <td>公開場所</td> <td>ナビ上</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>仕様の閲覧にあたっては、ナビ (https://www.chancenavi.jp/bcn) 上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、以下に示す仕様閲覧申込受付締切日の13時までに、ナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。</td> </tr> </table>	公開予定日	令和6年10月31日(木)	公開予定時刻	13:00	公開場所	ナビ上	備考	仕様の閲覧にあたっては、ナビ (https://www.chancenavi.jp/bcn) 上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、以下に示す仕様閲覧申込受付締切日の13時までに、ナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。														
公開予定日	令和6年10月31日(木)																						
公開予定時刻	13:00																						
公開場所	ナビ上																						
備考	仕様の閲覧にあたっては、ナビ (https://www.chancenavi.jp/bcn) 上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、以下に示す仕様閲覧申込受付締切日の13時までに、ナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。																						
8	<p>契約情報の公表</p> <p>本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合(契約金額250万円以上)、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。</p>																						
9	<p>令和8年度以降の事業者選定方法</p> <p>原則として、公募による企画提案方式により事業者を選定した翌年度、翌々年度は事業評価方式(*)を採用する。従って、本事業が継続する場合、令和8年度、令和9年度は事業評価方式を採用する予定である。但し、令和8年度以降の本事業の規模や継続するか否かは未定。 (*) 事業評価方式 契約している事業の実績を事業目標と比較すること等により、事業者の成果や努力を評価し、継続可否を判断する。</p>																						
10	<p>事業者選定スケジュール (参考)</p> <table border="1"> <tr> <td>10月16日(水)</td> <td>公示開始・仕様閲覧申込受付開始</td> </tr> <tr> <td>10月25日(金)</td> <td>仕様閲覧申込受付締切</td> </tr> <tr> <td>10月31日(木)</td> <td>仕様公開・質問受付開始・企画提案参加申請(書類提出)受付開始</td> </tr> <tr> <td>11月5日(火)</td> <td>質問受付締切</td> </tr> <tr> <td>11月11日(月)</td> <td>質問回答</td> </tr> <tr> <td>11月15日(金)</td> <td>企画提案参加申請(書類提出)受付締切</td> </tr> <tr> <td>11月18日(月)</td> <td>書面審査結果通知(合格者のみ)</td> </tr> <tr> <td>11月22日(金)</td> <td>企画提案書提出締切</td> </tr> <tr> <td>11月26日(火)</td> <td>予備審査の結果通知(応募者が5者以上の場合、予備審査を実施し、4者を選定する。その後、12月2日の企画提案を含む本審査を行い1者を選定する。)</td> </tr> <tr> <td>12月2日(月)</td> <td>企画提案(プレゼンテーション)</td> </tr> <tr> <td>12月中旬</td> <td>受託予定者(内定者)決定通知</td> </tr> </table> <p>※本スケジュールは変更される場合がある。</p>	10月16日(水)	公示開始・仕様閲覧申込受付開始	10月25日(金)	仕様閲覧申込受付締切	10月31日(木)	仕様公開・質問受付開始・企画提案参加申請(書類提出)受付開始	11月5日(火)	質問受付締切	11月11日(月)	質問回答	11月15日(金)	企画提案参加申請(書類提出)受付締切	11月18日(月)	書面審査結果通知(合格者のみ)	11月22日(金)	企画提案書提出締切	11月26日(火)	予備審査の結果通知(応募者が5者以上の場合、予備審査を実施し、4者を選定する。その後、12月2日の企画提案を含む本審査を行い1者を選定する。)	12月2日(月)	企画提案(プレゼンテーション)	12月中旬	受託予定者(内定者)決定通知
10月16日(水)	公示開始・仕様閲覧申込受付開始																						
10月25日(金)	仕様閲覧申込受付締切																						
10月31日(木)	仕様公開・質問受付開始・企画提案参加申請(書類提出)受付開始																						
11月5日(火)	質問受付締切																						
11月11日(月)	質問回答																						
11月15日(金)	企画提案参加申請(書類提出)受付締切																						
11月18日(月)	書面審査結果通知(合格者のみ)																						
11月22日(金)	企画提案書提出締切																						
11月26日(火)	予備審査の結果通知(応募者が5者以上の場合、予備審査を実施し、4者を選定する。その後、12月2日の企画提案を含む本審査を行い1者を選定する。)																						
12月2日(月)	企画提案(プレゼンテーション)																						
12月中旬	受託予定者(内定者)決定通知																						
11	<p>問合せ先</p> <p>公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 財務課 契約係 電話：03-5211-2308 メールアドレス：nyusatsu@shigotozaidan.or.jp</p> <p><u>※なお、本事業の内容等に関する質問は、上記に示す質問受付開始～質問受付締切の期間中に、仕様公開日に提示する方法によってのみ受け付ける。事前の電話等による質問には、一切応じない。</u></p>																						